

令和5年度 UIターン移住創業支援事業助成金

県外から福井県内に移住し、本件の地域課題を解決するための社会的事業分野における創業を行う方に対し、その経費の一部を助成します。

補助対象事業者	<p>【助成対象者の要件】下記①から③の全てを満たす者</p> <p>①公募開始日（2023年4月1日）から事業期間完了日（2024年1月31日）までに、福井県内で創業し、個人事業の開業届出または会社等※の設立登記を行い、その代表者となる者</p> <p>※会社等…株式会社、合同会社、合名会社、合資会社もしくは企業組合、協業組合、特定非営利活動法人。ただし、大企業および「みなし大企業」は対象外とする。</p> <p>②公募開始日の1年前（2022年4月1日）から事業期間完了日（2024年1月31日）までに、福井県内に住民票を移して居住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有している者</p> <p>③福井県に住民票を移す直前に、連続して<u>5年以上</u>、福井県外に在住していたこと※</p> <p>※住民票、実態ともに県外に在住していた必要があります。</p>
補助対象事業	<p>【助成対象事業】下記①および②に該当する事業</p> <p>①福井県の地域課題解決に資する社会的分野の事業</p> <p>○空き家活用 ○子育て支援 ○買物弱者対策 ○県産品の活用 ○健康寿命延伸 ○高齢者・障がい者の生活支援 ○教育・人材育成 ○環境対策 ○地域活性化 ○まちづくり ○地域商社 等</p> <p>②デジタル技術を活用した事業</p> <p>事業の主な内容がデジタル技術を活用したものであるほか、キャッシュレス決済の導入やホームページ作成、SNSやWebサイトでの情報発信など事業の一部にデジタル技術を活用した事業をいいます。</p>
募集期間	令和5年4月1日（土）～令和5年5月17日（水）
補助事業期間	交付決定日（令和5年7月頃）から令和6年1月31日まで
補助率および 補助限度額	<p>補助率 2／3以内</p> <p>補助限度額 200万円 （採択予定件数 8件）</p> <p>採択者には別途奨励金（裏面参照）が支給されます。各市町が支給する移住支援金とも併給可能です。</p>

【お問合せ先】

■(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部
 TEL : 0776-67-7406 FAX : 0776-67-7419 URL : <https://www.fisc.jp/>
 E-Mail : shikin-g@fisc.jp

■福井県産業労働部創業・経営課
 TEL : 0776-20-0537 FAX : 0776-20-0678

【助成対象経費】

■次の（ア）～（ウ）にかかる経費のうち、下表に定める経費

（ア）事業拠点開設にかかる経費

（イ）新商品・新サービス等の開発にかかる経費

（ウ）新商品・新サービス等の販路開拓にかかる経費

経費区分	内容
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、不動産の増改築および価格が50万円以上のものを除く。）、人件費（役員および個人事業主と生計を一にする家族は除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、車両および取得価格が50万円以上のものを除く。）、その他創業に必要と認められる経費
商品開発事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費
販路開拓事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費

※助成対象期間内に契約、取得、支払が完了する経費のみを対象とします。

奨励金について

詳しくは、県創業・経営課にお問い合わせください。

■助成金採択者には、創業準備期間中の生活基盤の安定を図るための「奨励金」を支給します。

支 給 額	世帯：120万円以内、単身：105万円以内
支 給 要 件	① 令和5年度のU I ターン移住創業支援事業助成金の採択者であること。 ② 福井県内に住民登録があること。 ③ 独立の生計を営む成年者である保証人を立てること。 ※保証人となる方の印鑑登録証明書が必要です。
支 給 時 期	原則として、U I ターン移住創業支援事業助成金の補助事業完了後。 ※一部、請求により概算払は可。

■期間中に創業できなかった場合、交付決定後5年未満で福井県から転出した場合は、全額返還対象となります。

移住支援金との併給について

詳しくは、各市町にお問い合わせください。

■本助成金は、移住先の各市町が交付する「移住支援金」との併給が可能です。

移住支援金の対象要件につきましては、本助成金と異なる部分（住民票を移す時期など）もありますので、併給を希望する方は両方の要件を満たすよう十分にご注意ください。

■移住支援金の対象とならない地域もありますので、移住先の市町にご確認ください。

応募から交付決定までの流れ

①事業計画書の作成

ふくい産業支援センターのHPから応募様式をダウンロードし、計画書を作成してください。

②県内の商工団体へ相談

提出にあたり、県内の商工会議所・商工会から「意見書」の発行を受ける必要があります。計画書の内容を含めてご相談ください。募集締切の1週間前までには、各商工団体へご相談ください。

③提出

添付書類と併せて郵送または持参にて、ふくい産業支援センターへご提出ください。

④審査委員会の開催

応募件数が多い場合には一次選考として書面審査をする場合があります。

審査委員会では申請者による事業計画のプレゼンテーションを行っていただきます。

⑤内定・採択

採択決定後、事業スタートとなります。事業期間は最長翌年の1月末までとなります。